

小諸市太陽光発電事業に関する指導要綱に規定する届出の技術的取扱要領

平成31年4月26日

内規

(趣旨)

第1 この要領は、小諸市太陽光発電事業に関する指導要綱（平成31年小諸市告示第64号。以下「指導要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2 この要領において使用する用語は、指導要綱において使用する用語の例による。

(確約書の提出)

第3 事業者は、指導要綱第10条に基づく届出の際に受けた指摘事項に対して、その協議結果を記載した確約書を市長に提出しなければならない。

(事業区域の境界の明示)

第4 事業区域は、隣接する土地との利用形態を区別し、事業者の管理責任を明確にするため、変化点をプラスチック製境界杭等で明示しなければならない。

2 事業区域界は原則として筆界によるものとし、指導要綱第10条第1項に規定する届出を行う日までに隣接者と立会いの上確定しなければならない。

(接続道路の基準)

第5 事業者は、敷地に接する道路の公図上の中心線から2メートル以上の距離を確保して工作物を設置しなければならない。

(空地の緑化と樹木の保存)

第6 事業区域内の発電設備が設置されない空地については、芝等の地被類による緑化することを原則とし、事業者は、以下に掲げる事項を遵守すること。

(1) 樹木の伐採と除根は必要最低限とすること。

(2) 事業区域の地目が山林の場合は、道路等の隣地境界から10メートルの間の既存林は伐採しないこと。

(3) 切土又は盛土を行う場合は、のり面に植生シート等を施工し緑化を図ること。

(発電設備)

第7 発電設備は隣地境界から可能な限り後退するものとし、特に道路や家屋に近接する箇所においては、5メートル以上離して設置するとともに、植栽や不透過性のフェンスにより威圧感や存在感を軽減すること。

2 連続して設置される太陽電池モジュールの内、最下部に位置するものの下端と最上部に位置するものの上端の高低差は20メートルまでとすること。

(色彩等)

第8 太陽電池モジュールの色彩は、黒やグレー等の低明度かつ低彩度で目立たない

ものを使用すること。

- 2 太陽電池モジュールとフレームは低反射のものを使用すること。
- 3 パワーコンディショナー、分電盤等の諸設備の色彩は周囲の景観に調和したものとすること。
- 4 フェンスの色については、黒、茶、深緑、灰色とすること。

(柵堀等の設置)

第9 事業者は、事業区域内への第三者の立ち入りを防ぎ、事故発生を防止するため、事業用地の境界付近に以下に掲げる事項を満たした柵堀等を設置して事業用地を囲わなければならない。なお、第三者が発電設備に近づくことが容易でない場合には、この限りではない。

- (1) 柵堀等の高さは、第三者が容易に乗り越えられない程度とすること。
- (2) 柵堀等の発電設備との距離は、第三者が外部から発電設備に容易に触れることができない程度とすること。
- (3) 柵堀等の使用材料は、金網フェンスや有刺鉄線など第三者が容易に取り除けないものとする。
- (4) 出入口は施錠できるようにすること。
- (5) 外部から見えやすい位置に立入禁止の表示を掲げること。

(準拠する技術基準等)

第10 太陽光発電設備の設置を目的とした開発行為（以下「開発行為」という。）の技術基準は、指導要綱によるもののほか、長野県建設部「開発許可審査指針」、長野県林務部「開発事業に関する技術的細部基準」に準拠する。

- 2 指導要綱第6条に規定する事前協議及び第10条に規定する届出の際に提出する各種計画図等及び設計図等には、設計者の氏名及び所属をタイトルブロックに明記するものとする。

(造成)

第11 造成の設計は、事業区域及び当該事業に関する工事をする区域の地形、資質、地下水、地盤等について調査の上行うこと。

- 2 造成計画に当たっては、可能な限り事業区域内で土量のバランスを考慮し、周囲の土地計画についても支障のないよう計画すること。
- 3 事業区域内の地形、形質等の変更は最小限にとどめること。
- 4 土砂の移動は極力避けること。
- 5 切土又は盛土を行う場合は、のり面が雨水や風化等により浸食されないよう保護を行うこと。
- 6 勾配が30度を超え、かつ高さが5メートルを超える切土については、高さ5メー

- トル以内ごとに幅1メートル以上の小段を設置し、小段には排水施設を設けること。
- 7 盛土の高さは、15メートル未満とすること。盛土のり面の勾配は30度以下とし、盛土の高さが5メートルを超える場合は、高さ5メートル以内ごとに幅1.5メートル以上の小段を設置し、小段には排水施設を設けること。
 - 8 盛土材料は、せん断強度が大きく、かつ、圧縮性の小さい土を使用するものとし、ベントナイトや有機質を含んだ土は使用しないこと。
 - 9 盛土に際し、旧地盤の切株、雑草及び腐葉土は除去すること。
 - 10 盛土に際し、地盤面に湧水又は地下浸透水がある場合は、暗渠等を用いて排水すること。
 - 11 擁壁は、建設省制定「土木構造物標準設計」及び社団法人日本建築士会連合会発行「構造図集擁壁」を参考にし、安定検査等の必要な検討を行うこと。

(伐採木等の搬出处分)

- 第12 開発行為に伴い木竹の伐採を行ったときは、存置に起因した災害防止のため、伐採木竹、除根した木竹の根等を開発区域外に搬出し処分すること。

(事業区域の雨水排水処理基準)

- 第13 事業区域内の雨水排水処理について、周辺環境の保全を目的とした雨水排水処理基準を次の各号のとおり定める。

- (1) 雨水は雨水浸透施設等により事業区域内で処理すること。
- (2) 事業区域からの雨水や土砂の流出を防止する対策をとること。
- (3) 雨水浸透施設等は、社団法人雨水貯留浸透技術協会「雨水浸透施設技術指針[案]」、長野県建設部「流域開発に伴う防災調節池等技術基準」、長野県林務部「林地開発許可制度の手引き」等の最新版に基づき計画をすること。
- (4) 計画に必要な飽和透水係数については、浸透施設の計画予定地において現地浸透試験を行い、その結果をもとに算定すること。
- (5) 計画に必要な流出係数、降雨強度、影響係数、充填材の材料別空隙率については、別表第1から第4のとおりとすること。
- (6) 雨水浸透施設への土砂の流入を防ぐため、充填材周りに透水シートを設置すること。

(その他)

- 第14 この要領に定めのない事項については、その都度市長が定める。

附 則

この要領は、令和元年6月1日から施行する。

別表第 1

種別	流出係数	備考
発電設備	0.95	水平投影面積
舗装面等	0.90	防草シートを含む
水面	1.00	
その他開発区域内	0.60	
間地	0.30	開発区域外のみ
芝等の被地類	0.25	開発区域外のみ
勾配の緩い山地	0.40	開発区域外のみ
勾配の急な山地	0.60	勾配60度以上

(備考) 開発区域：開発行為をする土地の区域

別表第 2

確率年	降雨強度式 (mm/hr)	適用基準
10年	$r=1874.9/(t^{0.87}+12.75)$	事業用地が1ha未満 現況地目が山林の場合に限り0.3ha未満
30年	$r=2552.2/(t^{0.89}+13.94)$	事業用地が1ha以上 現況地目が山林の場合に限り0.3ha以上 1.0ha未満
50年	$r=3062.3/(t^{0.91}+15.73)$	事業用地の現況地目が山林で1.0ha以上

(備考) t: 降雨継続時間 (min)

別表第 3

影響係数は0.81とする。

別表第 4

材料	規格 (mm)	空隙率
単粒度砕石 3号 (S-40)	40~30	40%
単粒度砕石 4号 (S-30)	30~20	30%
プラスチック製貯留材		カタログ値を採用